

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和元年7月8日 14時50分ごろ
発生場所	石川県珠洲市長手埼北東方沖 長手埼灯台から真方位033° 2.3海里付近 （概位 北緯37° 29.0′ 東経137° 23.2′）
インシデントの概要	漁船第5大福丸は、投網中、網が推進器に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第5大福丸、3.93トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-13154（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、北からの潮の流れを船尾方から受ける状況下、前進して船尾部から投網作業中、潮流で増した速力を抑えようとして後進としたところ、推進器に網が絡まり機関が停止した。 本船は、絡んだ網を解くことができず、自力での航行ができなかったため海上保安庁に通報し、巡視艇にえい航されて入港した。
分析	本船は、船尾方から潮流を受ける状況下、前進しながら船尾部から投網作業中、前進行きあしを抑えようとして後進としたところ、船尾方に投入した網が推進器に絡んだことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船尾方から潮流を受ける状況下、前進しながら船尾部から投網作業中、前進行きあしを抑えようとして後進としたところ、船尾方に投入した網が推進器に絡んだため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・前進により投網作業を行う場合、後進することは避け、やむを得ず後進に切り替える際には投入した網の状況を考慮して行うこと。